

(条例第36条関係)

## 誓 約 書

年 月 日

(宛 先) 京都市長

申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）

申請者（法人にあってはその役員、未成年者にあってはその法定代理人を含む。）は、京都市屋外広告物等に関する条例第36条の3各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

### ※ 参考：京都市屋外広告物等に関する条例

（登録の拒否）

第36条の3 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第36条第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第36条の11\*の規定により登録を取り消された者で、その取消しがあった日から2年を経過しないもの
- (2) 屋外広告業を営む法人が第36条の11の規定により登録を取り消された場合において、その取消しがあった日前30日以内に当該法人の役員であった者で、その取消しがあった日から2年を経過しないもの
- (3) 第36条の11の規定により営業の停止を命じられた者で、その停止の期間が経過しないもの
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人で、その役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

#### \* 第36条の11の内容

市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録の取り消し、又は6箇月以内の期間で営業の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

- (1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。
- (2) 第36条の3第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

## 記入上の注意

申請者が法人の場合は代表者が、個人の場合は本人が記入してください。ただし、誓約内容には、申請者が法人の場合は役員全員を、未成年者の場合は法定代理人を含みます。